

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件学校統合に伴う物品等の移設及び廃棄処分計画マネジメント業務に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県立長沼高等学校長 夏目 利江子

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。なお、業務内容等については、「学校統合に伴う物品等の移設及び廃棄処分計画マネジメント業務仕様書」のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「資格確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記 6 (1) に示す期間及び場所に持参又は郵送により提出し、当該資格の確認申請をすること。

- (1) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第 4 号様式）
- (2) 福島県に本店、支店又は営業所を有することを証明する書類（履歴事項全部証明書（法人登記簿）など。ただし、発行後 3 か月以内のもの。コピー可）
- (3) 事業実施に必要な許可（貨物自動車運送事業法に基づく事業許可）を証する書類の写し
- (4) 「JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項（プライバシーマーク）」の認証又は「JISQ27001 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」の認証を受けていることを証する書類の写し
- (5) 過去 10 年以内に、福島県内において仕様に合致した業務又はこれと同等の業務を元請けとして履行した実績を証明するもの。（契約書の写し又は発注機関が発行した実績証明等、発注機関・業務内容・業務期間・契約金額等が明示されているもの。）

5 入札説明会

実施しない。ただし、現地確認等を希望する場合は、下記 11 (1) に記載の連絡先に事前に連絡・調整のうえ、学校長の指定日時に行うものとする。

6 資格確認申請書等の提出等

(1) 資格確認申請書の提出期間及び場所

令和3年10月18日（月）～令和3年10月28日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。）

の午前8時30分から午後4時00分の間

福島県立長沼高等学校事務室

なお、申請書類は郵送を可とする。

(2) 入札書及びその添付書類の提出日時及び場所

令和3年11月5日（金）午後3時30分

福島県立長沼高等学校 会議室

なお、郵送による入札は不可とする。

(3) 開札の日時及び場所

令和3年11月5日（金）午後3時30分

福島県立長沼高等学校 会議室

7 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第6号様式）に必要とする事項を記載し、上記6(2)の指定日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第5号様式）（福島県立長沼高等学校からの通知）の写し

イ 委任状（第7号様式）

代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。）

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。）

8 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

- (2) 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第 249 条第 1 項各号（別記 1）に該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 入札保証金の免除を希望する者は、以下の書類を令和 3 年 10 月 28 日（木）午後 4 時までに上記 6 の(1)に示す場所に提出すること。なお、保険適用による免除申請者は、別途、開札日までに入札保証保険証券原本を提出すること（原本は返却しないので留意すること。）。
- ア 入札保証金納付免除申請書（第 8 号様式）
- イ 履行実績書（第 9 号様式）※必要がある場合に提出する。

9 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記 6 (3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記 7 (2)で指定する書類確認を受けるものとする。
なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。
- (5) 再度の入札の回数は 2 回を限度とする。

10 入札参加者に要求される事項

この条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出日時に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県立長沼高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

11 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。
この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第 1 号様式）により福島県立長沼高等学校（電話 0248-67-2185、ファクシミリ 0248-67-2493）に令和 3 年 10 月 25 日（月）午後 4 時まで説明を求めることができる。
回答は、福島県立長沼高等学校ホームページに回答書（第 2 号様式）を令和 3 年 10 月 26 日（火）までに掲載する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合があるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

オ 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

12 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときには、入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。なお、これらの場合において、入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 上記 3 の入札参加資格のない者の提出した入札

(2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

(3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

(4) 委任状を持参しない代理人のした入札

(5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人をした者の入札

(6) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札を含む）

(7) 金額を訂正した入札

(8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(9) 同一人が同一事項に対して 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

14 落札者の決定方法

(1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

15 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。

(3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

(5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

16 契約書等の作成

(1) 委託契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

17 契約条項は、契約書及び財務規則による。

18 当該契約に関する事務を担当する部門は、上記6(1)と同じである。

福島県財務規則（抜粋）

別記 1（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であつて、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2 （略）

別記2 （契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7)～(11) （略）
- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13)～(18) （略）

2 （略）

入札説明書等に関する回答書

令和 年 月 日

福島県立長沼高等学校長

案件名	学校統合に伴う物品等の移設及び廃棄処分マネジメント業務 一式
質 問 事 項	
回 答 事 項	

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県立長沼高等学校長

住 所
商号又は名称 印
代表者職・氏名

電 話 番 号 (— —)
F A X 番 号 (— —)
(作成担当者職・氏名)

令和3年10月18日付けで公告ありました学校統合に伴う物品等の移設及び廃棄処分マネジメント業務に係る入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、下記1に掲げる資格要件に全て該当する者であること、また、下記2の添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者、若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者、若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加することに支障がないと認められた者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (5) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (6) 業務実施に必要な許可（貨物自動車運送事業法に基づく事業許可）を有していること。
- (7) 「JISQ15001個人情報保護マネジメントシステム—要求事項（プライバシーマーク）」の認証又は「JISQ27001情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」の認証を受けている者であること。
- (8) 過去10年以内に、福島県内において仕様に合致した業務又はこれと同等の業務を元請けとして履行した実績があり、かつ、仕様書に定める業務を確実に履行できる者であること。

2 添付書類

- (1) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第4号様式）
- (2) 福島県に本店又は支店・営業所を有することを証明する書類（履歴事項全部証明書（法人登記簿）など。ただし、発行後3か月以内のもの。コピー可）
- (3) 事業実施に必要な許可（貨物自動車運送事業法に基づく事業許可）を証する書類の写し
- (4) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けていることを証する書類の写し
- (5) 同種業務履行実績書（様式任意）

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県立長沼高等学校長

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて福島県の信用を毀損し、または福島県の業務を妨害する行為
- 3 私は、暴力団員もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申請をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県知事から請求があり次第、福島県知事に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。
- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

記入日 令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名又は

個人事業主の氏名

印

条件付一般競争入札参加資格確認通知書

令和 年 月 日

様

福島県立長沼高等学校長

印

先に申請のありました条件付一般競争入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

購入等件名 及び数量	学校統合に伴う物品等の移設及び廃棄処分マネジメント業務 一式	
本公告に係る	有	
入札参加資格	無	
の 有 無	入札参加資格が ないと認めた 理由	

- ※1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を
求めることができます。
- 2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を
求められますので、開札日に必ず持参してください。

入 札 書 (見 積 書)

金 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
(税抜)									

件名及び数量 学校統合に伴う物品等の移設及び廃棄処分マネジメント業務 一式
履 行 場 所 福島県立長沼高等学校 ほか
履 行 期 限 令和 4 年 3 月 3 1 日

上記のとおり入札(見積)いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名
(代理人氏名)

印
印)

福島県立長沼高等学校長

- 注) 1 金額の文字の頭に、¥を付すこと。
2 再度入札(見積)の場合は、入札(見積)書の前に「再」と記入すること。

委 任 状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

令和3年11月5日に執行される「学校統合に伴う物品等の移設及び廃棄処分マネジメント業務一式」の入札及び見積に関する一切の権限。

令和 年 月 日

福島県立長沼高等学校長

委任者	住 所 商号又は名称 代表者職氏名	印
受任者	職名又は住所 氏 名	印

(代理人が出席する場合に必要)

令和 年 月 日

福島県立長沼高等学校長

商号又は名称

代表者職・氏名 印

学校統合に伴う物品等の移設及び廃棄処分マネジメント業務に係る条件付一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）
- 2 入札参加者が、過去２年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興 開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行（契約履行中のものは含まない。）していることを証する履行実績書（第 9 号様式）

注) 提出書類により 1 又は 2 に○印を付すこと。

履行実績書

	実績①	実績②	実績③
発 注 機 関			
業 務 名			
履 行 場 所			
契 約 年 月 日			
業務の内容			
契 約 金 額			

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

注) 履行実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。

- 1 国又は地方公共団体が発注した契約の場合:契約書の写
契約書の写しを添付できない場合は、内容等を証明できる書類
- 2 実績は県内外、本・支店の別は問わない。